

令和 8 年度 住民生活実態および幸福度に関するアンケート調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「令和 8 年度 住民生活実態および幸福度に関するアンケート調査業務委託」を実施するにあたり、最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、その手続き等について必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度 住民生活実態および幸福度に関するアンケート調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

(4) 提案上限額

1,380,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。提案見積額が上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 神山町において、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査を受け、資格を有する者であること。（指名停止中でないこと）
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法、会社更生法、民事再生法等の規定に基づく手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、またはその構成員等の統制下にある法人等でないこと。

4 担当課及び連絡先

神山町役場 まちづくり戦略課 企画調整係（担当：大柳戸）

〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間 100

電話：088-676-1106 FAX：088-676-1100

メール：info@kamiyama.i-tokushima.jp

5 スケジュール（予定）

- (1) 実施要領の公表（公募開始）：令和 8 年 4 月 16 日（木）
- (2) 質問の受付期限：令和 8 年 4 月 27 日（月）
- (3) 質問への回答：令和 8 年 4 月 30 日（木）
- (4) 参加申込書の提出期限：令和 8 年 5 月 1 日（金）正午
- (5) 企画提案書の提出期限：令和 8 年 5 月 15 日（金）
- (6) 審査委員会（プレゼンテーション審査）：令和 8 年 5 月 22 日（金）
- (7) 審査結果の通知：令和 8 年 5 月 27 日（水）予定

6 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書等に関する質問は、次により受け付ける。

- (1) 提出方法：電子メールにより質問書（様式 3）を提出すること。
（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）
- (2) 回答方法：質問提出者及び参加申込者全員に対し、電子メールにより回答する。

7 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、期限までに以下の書類を提出すること。

- 参加申込書（様式 1）
- 会社概要等

※参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 2）を提出すること。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - 企画提案書（様式 4）
 - 見積書（内訳を明記すること。宛名は「神山町長」とする）
 - 実施体制表（担当者の経歴・専門性等）
- (2) 提出部数
 - 6 部（正本 1 部、写し 5 部）、および電子データ

9 企画提案書に含めるべき事項（提案要請事項）

企画提案書には、仕様書を満たす実施計画に加え、特に以下の項目について具体的な提案を記載すること。

- (1) 幸福度（ウェルビーイング）」を測るための設問設計と分析アプローチ
単なる単純集計にとどまらず、得られたデータからまちづくりのヒントをどう導き出すか、専門的な見地からの独自の分析・解析手法。
- (2) 2つの回答層のデータ取り扱いに関する工夫
無作為抽出（1,000名）と一般希望者（任意回答）の重複回答を防ぐ工夫と、性質の異なる2つのデータをどのように比較・統合・解釈するかの手法。
- (3) 住民向けフィードバック（報告書）の見やすさと工夫
専門知識のない住民にも直感的に分かりやすい概要版報告書の工夫。
- (4) 本町の特性や課題を踏まえた独自の設問提案
本町の現状を踏まえた提案者独自の視点による具体的な設問項目の提案。
- (5) 【任意提案】調査結果を活用した住民との対話への発展
結果を効果的に住民に還元し、対話を促すためのアイデアやワークショップの手法等の自由提案。

10 プレゼンテーション審査

- (1) 日時
令和8年5月22日（金）※詳細な時間は別途通知する。
- (2) 方法
企画提案書に基づくプレゼンテーション30分、質疑応答10分程度
- (3) 審査基準（合計100点満点）
 - ① 実施体制・信頼性（10点）：業務実施体制の妥当性、担当者の専門性
 - ② 業務理解度・基本計画（20点）：本業務の目的の理解度、スケジュール・工程の実現可能性
 - ③ 企画提案力（60点）：
 - 設問設計・分析手法の専門性と独自性（20点）
 - データ統合・比較手法の妥当性（20点）
 - 報告書の分かりやすさや工夫（10点）
 - 本町の課題を踏まえた独自設問の魅力度と的確性（5点）
 - 任意提案（住民との対話への発展等）の魅力度（5点）
 - ④ 見積額の妥当性（10点）：提案内容と見積額（経費内訳）のバランス・費用対効果

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (3) 提案見積額が上限額を超過した場合
- (4) 審査の公平性を著しく害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーション審査に欠席した場合

13 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、選定以外の目的には使用しないが、情報公開請求の対象となる場合がある（企業秘密等に該当する部分を除く）。
- (4) 本プロポーザルにおいて特定された受託候補者と、仕様書及び提案内容をもとに詳細な協議を行い、合意に達したうえで随意契約を締結する。協議が整わない場合は、次点者を候補者として協議を行うことがある。